

複数の実施主体による訪問看護の組合せの整理

骨子【I-4(7)】

第1 基本的な考え方

病院・診療所と訪問看護ステーションの、2か所又は3か所からの訪問看護を組み合わせた利用に関して、複数の訪問看護ステーションの組合せと同様に末期の悪性腫瘍や神経難病等の利用者に限る。

第2 具体的な内容

保険医療機関と特別の関係にある訪問看護ステーション又は訪問看護指示書の交付関係にある訪問看護ステーション以外であっても、訪問看護ステーションにおいて訪問看護療養費を算定した月については、末期の悪性腫瘍や神経難病等の利用者等の場合を除いて在宅患者訪問看護・指導料及び精神科訪問看護・指導料を算定できないこととする。

※ 在宅患者訪問看護・指導料等を算定した月における、訪問看護療養費の取扱いも同様とする。

現 行	改定案
<p>【在宅患者訪問看護・指導料】</p> <p>[留意事項]</p> <p>保険医療機関と特別の関係にある訪問看護ステーション又は当該保険医療機関の医師が訪問看護指示書を交付した訪問看護ステーションにおいて、訪問看護療養費を算定した月については、在宅患者訪問看護・指導料等を算定できない。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、この限りでな</p>	<p>【在宅患者訪問看護・指導料】</p> <p>[留意事項]</p> <p><u>訪問看護ステーションにおいて訪問看護療養費を算定した月については、次のいずれかの場合を除いて在宅患者訪問看護・指導料を算定できない。</u></p> <p>① 厚生労働大臣が定める疾病等の患者</p> <p>② <u>診療を担う保険医療機関の保険医が、急性増悪等により一時的</u></p>

<p>い。</p>	<p><u>に頻回の指定訪問看護を行う必要性を認めた患者であって週4日以上</u>の指定訪問看護が計画されているもの</p> <p>③ <u>保険医療機関を退院後1月以内の患者に対して当該保険医療機関が行った訪問看護・指導</u></p> <p>④ <u>緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた訪問看護ステーションの看護師が、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師等と共同して行った場合</u></p>
-----------	---

※ 厚生労働大臣が定める疾病等の患者：「特掲診療料の施設基準等」の「別表第七」に掲げる疾病等の患者及び「別表第八」に掲げる状態等の患者

※ 同一建物居住者訪問看護・指導料及び精神科訪問看護・指導料も同様とする。